

JA静岡厚生連 中伊豆温泉病院 院内感染防止対策指針

第1 趣旨

この指針は、JA静岡厚生連 中伊豆温泉病院（以下「当院」という。）における院内感染防止対策及び院内感染発生時の対応において、院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を計ることを目的として、下記事項について定めるものである。

- 1 院内感染防止対策に関する基本的考え方
- 2 院内感染防止対策のための委員会その他、当院の組織に関する基本的事項
- 3 院内感染防止対策のための職員研修に関する基本的な事項
- 4 感染症の発生状況報告に関する基本方針
- 5 院内感染発生時の対応に関する基本方針
- 6 患者様等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- 7 その他院内感染防止対策推進の為に必要な基本方針

第2 事項

1 院内感染防止対策に関する基本的考え方

(1) 院内感染発生予防・防止

当院の院内感染防止対策は、医療機関内においては感染症の患者と感染症に罹患しやすい患者とが同時に存在していることを前提に、医療的ケアを行う際に必然的に起こりうる患者・職員への感染症の伝播リスクを最小化する視点に立ち「スタンダードプリコーション」の観点に基づいた医療行為を実践する。合わせて感染経路別予防策を実施する。

(2) 院内感染発生時の発生源の調査、拡散防止、治療、再発防止

- 1) ラウト[®]による現場での指導啓蒙及び情報収集
- 2) 細菌検査室の情報に基づく現場での病院感染疫学調査(サーベイランス)
- 3) 感染対策のモニタリング
- 4) 隔離対策及び感染危険物の取扱いの指導
- 5) 抗菌薬投与、隔離、消毒及び滅菌物取り扱い方法の提示
- 6) 効果的な感染対策の提示
- 7) 感染の危険性のある部門の調査
- 8) 感染症患者の移動及び退院に関する助言
- 9) 日常的に実施されている感染対策の評価と改善
- 10) 新しい医療器具の使用法の提示とモニタリング
- 11) 必要物品の供給に関する指導、提言
- 12) 院内感染防止対策の経済的効果

(3) 院内感染防止対策は①感染の発生予防・防止、②感染発生時の発生源の調査、拡散防止、治療③再発防止の三原則を病院の全ての部門が協力して実施することにより初めて有効となる。その為には、院内感染防止対策委員会は諮問機関とし存在し、実践チームとして活動する感染対策チームに対し助言し、また協力し合い、効果的・組織的な活動をする。

- (4) 当院が運営する介護保険事業所に対し、感染症の予防及びまん延防止のための連携、指導、介入、助言をする。

2 院内感染防止対策のための委員会その他、当院の組織に関する基本的事項

(1) 院内感染防止対策委員会 (ICC)

院内感染の予防に対する諮問機関であり、病院としての対応や方向性を示す。
本委員会は、次の事項に掲げる院内感染などの発生防止に関する事項について活動する。

1) 活動

JAリハビリテーション中伊豆温泉病院 院内感染防止対策委員会規定第2条

2) 組織

JAリハビリテーション中伊豆温泉病院 院内感染防止対策委員会規定第3条

3) 事務局

JAリハビリテーション中伊豆温泉病院 院内感染防止対策委員会規定第4条

(2) 感染対策チーム (ICT)

感染対策チームは、院内感染防止対策の実践チームとする。

感染対策チームとしての委員会を月に一度程度開催し、重大な問題が発生した場合は適宜開催する。マニュアル・サーベランス・ラウンドの3つの感染対策小チームを編成し、小チームは適宜必要に応じて会議を開催する。

1) 活動

JAリハビリテーション中伊豆温泉病院 感染対策チーム活動要項第1条

2) 組織

JAリハビリテーション中伊豆温泉病院 感染対策チーム活動要項第2条

3 院内感染防止対策のための職員研修に関する基本的な事項

院内感染防止対策の為の基本的考え方及び具体的方策について、研修を実施する。

職員に周知徹底を行なうことで個々の職員の院内感染に対する意識を高め、業務を遂行する上での技能やチームの一員としての意識向上を図る。

また研修内容は、病院の実情に即した病院全体に共通する内容で、職種横断的な参加の下で年2回程度、定期的で開催する。研修実施内容（開催日時、出席者、研修項目、研修後の感想等）について記録しておく。

院外の感染に関する研修・学会等の開催情報を広く告知し、職員の参加を支援する。

4 感染症の発生状況報告に関する基本方針

院内感染発生状況について、サーベイランス組織をつくり発生患者の検索、記録、分析及び、フィードバックなどの事業を推進する。運営・管理者協議会にて感染対策情報・起因菌の検出状況（MRSAを含む）を提供し、イントラネットにて報告を行う。

起因菌の分離件数・抗菌薬の感受性結果を一年に一度イントラネットにて報告を行う。

重大な問題が発生した場合は、臨時で院内感染防止対策委員会を開催する。また院内での対応が困難な事態が発生した場合や、発生が疑われる場合は、地域の専門家等に相談する体制を確保する。

5 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内において、感染症患者が集団発生した時は感染対策チームを召集し感染経路や状況の把握をしマニュアルに沿って指導する。

- 6 患者様等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
本指針はイントラネットを通じて全職員が閲覧できる。
また、病院ホームページにおいて一般に公開する。
- 7 その他院内感染対策推進の為に必要な基本方針
- (1) 院内感染対策防止マニュアルはイントラネット上に配信する。職員はいつでも閲覧でき、院内感染防止対策マニュアルに基づいて院内感染対策を実施する。
改定は、感染対策チームが審議・作成し、院内感染防止対策委員会での承認を得て実施し、運営・管理者協議会にて報告する。
 - (2) 血液媒介感染予防（曝露後の対応）ガイドラインは院内感染防止対策マニュアル「針刺し」項目に記載。
 - (3) 当院が運営する介護保険事業所において、感染症の予防及びまん延の防止のため、院内感染防止対策マニュアルを共有する。

(付則)

2007年4月1日	制定
2011年8月16日	改定
2012年4月1日	改定
2023年12月1日	改定
2024年4月1日	改定

JA中伊豆温泉病院 院内感染防止対策委員会規定

(目的)

第1条 中伊豆温泉病院における微生物の感染を積極的に防止し、院内衛生管理に万全を期すことを目的として、院内感染防止対策委員会(以下ICC)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) 感染対策チーム(ICT)への助言と支援
- (2) 院内感染に関するマニュアルに沿って実施されているかの確認、及び病院としての援助
- (3) アウトブレイク対策の検討
- (4) 起因菌の分離件数・抗菌薬の感受性結果等の確認、及び結果への助言
- (5) 研修会等の年間感染対策プログラムの検討
- (6) 予算有効活用への助言
- (7) 各職種の教育推進
- (8) 実践チームである感染対策チームの任命
- (9) 月に一度委員会を開催し重大な問題が発生した場合は適宜開催する、また運営協議会にて感染対策情報・起因菌の検出状況を提供し、イントラネットにて報告を行う。
- (10) 介護保険事業所への助言と支援

(構成、任期)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

本委員会は次の各号に掲げるメンバーをもって組織する。

- (1) 病院長(委員長)
- (2) 医師
- (3) 看護部長
- (4) 看護副部長
- (5) 医療技術部長
- (6) 薬局長
- (7) 臨床検査科技師長
- (8) 臨床検査科細菌検査担当技師
- (9) 放射線技術科技師長
- (10) 栄養科長
- (11) 健康管理課長
- (12) 理学療法科技師長
- (13) 作業療法科技師長
- (14) 言語療法科主任
- (15) 医療安全管理室職員
- (16) 感染対策チーム(ICT)リーダー(3名)
- (17) 訪問看護ステーション所長
- (18) 居宅介護支援事業所所長
- (19) 通所リハビリテーション所長

- (20) 事務長
- (21) 医事課長
- (22) 施設課長

- ※ 本委員会の委員長は病院長とする。
- ※ 委員長が本委員会メンバーより、副委員長を任命する。
- ※ 副委員長は本委員会の議事進行及び委員長不在時の代行を行う。
- ※ 委員長が必要と認めた場合、本委員会メンバー以外の職員を任命する。
- 2. 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3. 委員長は委員会で決定された事項を、実行に移す権限を有する。

(委員会)

第4条 委員会は、以下の基準により開催する。

- (1) 委員会は、原則として月1回とする。
 - (2) 委員会は、委員長が召集する。
 - (3) 委員会の議長は、副委員長が務める。
 - (4) 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を認め、意見を聴取することができる。
 - (5) 委員長は、必要に応じて臨時委員会を召集することができる。
 - (6) 委員長が事故ある時は、副委員長が代行する。
 - (7) 委員長は職員の感染予防対策についての情報を、安全衛生委員会から得る事ができるものとする。
- ※ 本委員会事務局を医事課に置く。
 - ※ マニュアル及び議事録は医療安全管理室が管理する。
 - ※ 議事録は医事課長、施設課長が交代制で作成する。

(雑則)

第5条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

1991年12月1日	施行
2000年4月1日	改定
2004年4月1日	改定
2004年8月1日	改定
2008年4月1日	改定
2009年4月1日	改定
2009年12月1日	改定
2012年4月1日	改定
2015年4月1日	改定
2017年4月1日	改定
2020年4月1日	改定
2022年4月1日	改定
2024年4月1日	改定